



信金中央金庫

SCB SHINKIN CENTRAL BANK

地域・中小企業研究所

ニュース&トピックス No. 2022-21

(2022. 6. 9)

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 TEL. 03-5202-7671 FAX. 03-3278-7048
URL <https://www.scbri.jp> e-mail : s1000790@FaceToFace.ne.jp

「脱炭素」・「金融」の視点で読み解く「令和4年版 環境白書」

わらしな
薬品 和寿

ポイント

- 2022年6月7日に閣議決定された「令和4年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」のテーマは、「グリーン社会の実現に向けて変える私たちの地域とライフスタイル ～私たちの変革から起こす脱炭素ドミノ～」である。
- メッセージとしては、「2030年までを「勝負の10年」として、国内外で「脱炭素ドミノ」を起こしていくために私たち一人ひとりが、未来に影響を与える当事者であるという意識を持って行動し、脱炭素のみならず、資源循環、分散・自然共生という多角的なアプローチによってグリーン社会の実現を目指していく」ことを伝えている。
- 脱炭素化の促進に向けてESG金融への期待は大きく、脱炭素化を核とした地域循環共生圏づくりにおいては、地域金融機関の果たす役割への期待が大きい。

1. 「令和4年版 環境白書」の概要

「環境白書」は、環境基本法第12条に基づき、政府が国会に提出する環境の状況等に関する年次報告および翌年度に講じようとする関連施策等について公表するものである。例年5月もしくは6月に発行される。

「環境白書」の前身は、1969年6月に、公害対策基本法に基づいて公表された「公害白書」であり、当時の総理府および厚生省がとりまとめていた。1972年5月の昭和47年版から、「環境白書」に名称が改められた。2009年6月からは、循環型社会白書および生物多様性白書との合冊として発表されている¹。

2022年6月7日に閣議決定された「令和4年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」（以下、「令和4年版白書」という。）のテーマは、「グリーン社会の実現に向けて変える私たちの地域とライフスタイル ～私たちの変革から起こす脱炭素ドミノ～」である（図表1）。「2030年までを「勝負の10年」として、国内外で「脱炭素ドミノ²」を起こしていくために私たち一人ひとりが、未来に影響を与える当事者であるという意識を持って行動し、脱炭素のみならず、資源循環、分散・自然共生という多角的なアプローチによってグリーン社会の実現を目指していく」ことをメッセージとして伝えている³。

本稿では、「令和4年版白書」のうち、第1部の環境白書に注目する（図表2）。脱炭素社会の実現に向けて、「脱炭素」のみならず、「循環経済」、「分散・自然共生」等の多角的な切り口によるアプローチが必要であることを承知しつつ、信用金庫業界の目線から、「脱炭素」および「金融」に焦点をあてて読み解くことにする。

¹ 環境省ホームページ(<https://www.env.go.jp/press/11203.html>)を参照。

² 脱炭素社会の実現に向けた意識が全国に伝播して醸成されていくこと。

³ 環境省ホームページ(<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/>)を参照。

(図表1) 「令和4年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」の概要

[テーマ]グリーン社会の実現に向けて変える私たちの地域とライフスタイル ～私たちの変革から起こす脱炭素ドミノ～		
令和3年度 環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等		
第1部	環境白書 (循環型社会、生物多様性に係る内容を含む)	第1章 1.5℃に向けて 第2章 脱炭素、循環経済、分散・自然共生という多角的な切り口によるアプローチ 第3章 私たちが変える持続可能な地域とライフスタイル 第4章 東日本大震災・原発事故からの復興・再生に向けた取組
	環境白書：各分野における令和3年度に講じた施策	
	循環型社会白書：各分野における令和3年度に講じた施策	
	生物多様性白書：各分野における令和3年度に講じた施策	
令和4年度 環境の状況を考慮して講じようとする施策等		

(出所) 「令和4年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書 (概要)」 p. 1

(図表2) 「令和4年版 環境白書」第1部の構成

	タイトル	概要
第1章	1.5℃に向けて	気候危機とも言われる気候変動問題や生物多様性の損失に対して世界が大きく動き出し、危機的状況乗り越えることを目指す。
第2章	脱炭素、循環経済、分散・自然共生という多角的な切り口によるアプローチ	脱炭素、循環経済、分散・自然共生という多角的かつ、関連している3つのアプローチからグリーン社会の実現を目指す。
第3章	私たちが変える持続可能な地域とライフスタイル	「新しい資本主義」と「デジタル田園都市国家構想」において鍵となる主体である地域にて、脱炭素を核とした地域循環共生圏づくりや私たちが自分事として取り組むライフスタイルの変革により環境と生命を守る循環共生型の社会(環境・生命文明社会)を目指す。
第4章	東日本大震災・原発事故からの復興・再生に向けた取組	被災地の環境再生の取組の進捗や、復興の新たなステージに向けた未来志向の取組を伝える。

(備考) 「令和4年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書 (概要)」 p. 2 を基に信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

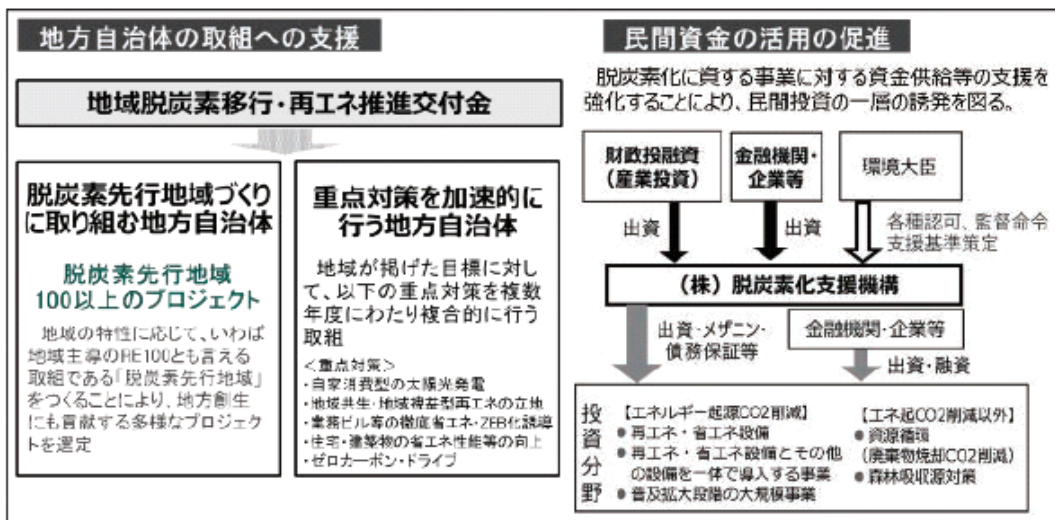
2. 「脱炭素」・「金融」の視点で読み解く「令和4年版 環境白書」

令和4年版白書は、「脱炭素」、「循環経済」、「分散・自然共生」の3つの視点から記述されているが、「第2章第1節 脱炭素の視点からのアプローチ」が一つの読みどころといえる。

なお、脱炭素社会の実現に向けた潮流や重要なキーワード、「地域脱炭素」に関連する諸施策については、産業企業情報 No. 2022-1 (2022年4月19日発行)、産業企業情報 No. 2022-3 (2022年5月11日発行) ならびに産業企業情報 No. 2022-5 (2022年6月3日発行) で紹介しているので、そちらを参照願いたい。

本レポートは、情報提供のみを目的とした上記時点における当研究所の意見です。施策実施等に関する最終決定は、ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、当研究所が信頼できると考える情報源から得た各種データ等に基づいて、この資料は作成されておりますが、その情報の正確性および完全性について当研究所が保証するものではありません。

(図表3) 地域脱炭素ロードマップに基づく継続的・包括的資金支援の全体像



(出所)「令和4年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」p. 18

「脱炭素」に関連する事業は、前例が乏しく投融資の判断が難しい、あるいは認知度が低く関係者の理解が得られにくい等の理由から資金調達が難しい。そのため、政府は、民間投資のより一層の誘発を図るため、地方自治体が行う「地域脱炭素」の取組みにかかる費用に関して財政上の措置を図っている(図表3)。また、民間資金を環境分野へ誘引する観点から、「TCFDガイダンス2.0⁴」(2020年7月)の公表、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針⁵」(2021年5月)の策定、「ESG地域金融実践ガイド2.1⁶」(2022年3月)の公表等に取り組んでいる。このうち、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」では、ESG金融において、「トランジション・ファイナンス⁷」への期待が大きい。なお、トランジション・ファイナンスについては、第6章第2節2において、「さらに、脱炭素社会の実現に向け、長期的な戦略にのっとった温室効果ガス排出削減の取組に対して資金供給する「トランジション・ファイナンス」について、引き続き検討を行います。」と表明されている。脱炭素化の促進に向けて、金融機関が果たす役割への期待は大きいといえよう。

そのほかの読みどころとしては、「第3章第1節 地域循環共生圏の更なる発展」が挙げられる。2022年は、「地域脱炭素元年」と言われ、地方創生の観点から、脱炭素化を核とした地域循環共生圏⁸の創造が求められている(図表4)。また、「地域脱炭素」では、再生可能エネルギーの活用への期待は大きい。第1節2には、「…地域で再生可能エネルギーを作ること、昨今の世界情勢を踏まえると、エネルギー安全保障にも寄与し、さらに脱炭素化の環境面、地域資金循環による経済面等に貢献できることが期待され、自立した地域づくりに貢献します。」と記述されている。地域循環

⁴ 本ガイダンスは、企業が気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言に沿った開示をより充実させることを目的として策定されている。経済産業省ホームページ(<https://www.meti.go.jp/press/2020/07/20200731002/20200731002.html>)を参照。

⁵ 経済産業省ホームページ(<https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210507001/20210507001.html>)および産業企業情報 No.2022-3(2022年5月11日発行)の2(2)を参照。

⁶ 環境省ホームページ(<https://www.env.go.jp/press/110824.html>)および産業企業情報 No.2022-5(2022年6月3日発行)の2を参照。

⁷ 一言でいうと、「脱炭素化を実現する移行(トランジション)に資する取組みへの資金供給」のこと。産業企業情報 No.2022-3(2022年5月11日発行)の2(2)を参照。

⁸ 産業企業情報 No.2022-5(2022年6月3日発行)の1(1)を参照。

本レポートは、情報提供のみを目的とした上記時点における当研究所の意見です。施策実施等に関する最終決定は、ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、当研究所が信頼できると考える情報源から得た各種データ等に基づいて、この資料は作成されておりますが、その情報の正確性および完全性について当研究所が保証するものではありません。

共生圏づくりについて、第1節3では、「地域の金融機関には、地域資源の持続的な活用による地域経済の活性化を図るとともに、地域課題の解決に向けて中心的な役割を担うことが期待されています。」と記述されており、地域金融機関の果たす役割への期待は大きい。

(図表4) 地域循環共生圏の概念と目指す取組み



(出所)「令和4年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」p. 39

3. グリーン社会の実現に向けた地域金融機関への期待

環境省は、これまでも地域金融機関との意見交換や勉強会の開催のほか、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言に基づく情報開示⁹の支援等を含めて各種の支援に取り組んでい

⁹ 環境省ホームページ(<https://www.env.go.jp/policy/tcf.html>)を参照。

本レポートは、情報提供のみを目的とした上記時点における当研究所の意見です。施策実施等に関する最終決定は、ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、当研究所が信頼できると考える情報源から得た各種データ等に基づいて、この資料は作成されておりますが、その情報の正確性および完全性について当研究所が保証するものではありません。

る。また、第6章第2節2では、「環境事業への投融資を促進するため、民間資金が十分に供給されていない脱炭素化プロジェクトに対する「地域脱炭素投資促進ファンド」からの出資、脱炭素機器のリース料の補助によるESG金融への取組支援等を引き続き実施していきます。」と表明している。政府として「金融のグリーン化」を推進しているが、その中でも特に、「地域脱炭素」においては、信用金庫を含む地域金融機関への期待が大きいといえよう。

以上

<参考文献>

- ・ 環境省(2022年6月)「令和4年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」